

2008年地方自治法改正をめぐって（上） 100条12項・議会活動の範囲の明確化と会議規則について

田 口 一 博

2008年地方自治法改正は、①議会活動の範囲の明確化 ②議員の報酬に関する規定の整備という、自治体議会に関し、長年検討されてきた問題が解決されたものだが、わずか2箇条の改正で、かつスピード成立であったため、報道等でもほとんど取り上げられていない。この改正は既に9月1日から施行されているが、9月号・10月号の2回にわたり、法改正に至った背景や経過に触れながら今後、各議会が検討すべきことがらを指摘する。

第169通常国会の会期末近い2008年6月10日、衆議院総務委員長は委員会に「地方自治法の一部を改正する法律案」を提示した。同法案は即日衆議院を通過、翌11日の参議院本会議で成立、6月18日に法律第69号として公布された。8月20日には政令第253号「地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」と第254号「地方自治法施行令の一部を改正する政令」が公布され、9月1日から施行された。

この2008年地方自治法改正は難解⁽¹⁾である。わずか2箇条の改正を条文だけから文理解釈しようとしてもその意図するところを理解するのは困難なのである。

（今回追加された条項）

第100条 （第1項から11項まで略）

⑫ 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

(1) 規定振りの上ではわずかな変化ではあるが、本質的な変更を含む点で2006年改正とも類似している。三野靖「2006年地方自治法改正の課題」『自治総研』2006年12月号、55頁。

(これまでの100条12項以下は1項ずつずれて13項以下となった)

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(これまでの203条から議会の議員が除かれ、203条の2となった)

議会の権限を列挙した100条に新たに会議でも機関でもない「場」が追加され、また、非常勤職員の報酬規定から議員の報酬の規定が分離され、新たに「議員報酬」という名称となったわけである。

2008年改正は議員立法であることから、今後、国会審議に備えた想定問答集を転用したいわゆるマニュアル本や、法案立案者による解説書が出されることもないであろう。法律公布後早い時期に総務省の法律所管担当者による解説⁽²⁾は出されているが、議員立法であるが故か禁欲的な記述となっている。だが、2008年改正は議会の公式活動の範囲や議員報酬の文言整理にとどまらず、議員のあり方から議会事務局に求められるものまで、今日の自治体議会に起きている相当大きな変動へ対応するための「改革の第一歩」⁽³⁾として行われたものである。第1次地方分権改革以降、国法の稠密さに変化がないことを批判し、地方自治法をはじめ、法律の枠組法化を要望してきた自治体にとって、この法改正を議会が自らの解釈で活かすことなしに、今回及ばなかった改革の第二歩、第三歩を展望することはできない。

本稿は純粋な条文の解釈だけからでは計り知れないこの改正について、これまでの都道府県・市・町村の三議長会と各地の自治体議会が要望してきたことがらや地方制度調査会の議論などを踏まえて概説し、2箇条の改正を受けた自治体議会がこれからどのように考

(2) 松永智史(総務省自治行政局行政課課長補佐)「地方自治法の一部改正について」『地方自治』第729号(2008年8月号)、129～133頁。

(3) 参議院総務委員会の法案審議における原口一博衆議院総務委員会理事の答弁から。加賀谷健参議院総務委員の法案作成の経過に関する質疑に答えたもの。【資料5(本書90頁)】第169国会参議院総務委員会会議録第20号(平成20年6月10日)27頁。

えていくべきかの検討材料を提供することを目的とする。

本9月号では今回の法改正に至る全体的な背景と「議会活動の範囲の明確化」のための100条12項への対応を、次号では「議員の報酬に関する規定の整備」のための203条の対応を扱う。ただし、改正法案要綱や新旧対照表等の関係資料については、本号に一括して掲載する。

1. 地方自治法議会関係規定の第一次地方分権改革以降の経過

地方分権推進委員会は第2次勧告（1997年7月）で地方行政体制整備の一つとして自治体議会の活性化をうたっていた。第4次までの勧告を受けた政府の地方分権推進計画（第1次・1998年5月）でも「地方公共団体の行政体制の整備・確立」の中の一つとして、行政改革、市町村合併に次いで「地方議会の活性化」が挙げられていた。だが、地方分権推進計画を法案化した地方分権一括法（平成11年法律第87号）にはそれらのすべてが地方自治法改正の形で盛り込まれたわけではない。議案の提出要件の緩和など一部は実現したものの、議会の活動内容を充実させる「議決事件の追加」に関する施策などは地方分権一括法では今後の検討課題として制度化されなかったのである。それは地方分権推進計画は自治体の「自主性及び自立性を高め」るためのものではあるが、基本的に行政に関する事項が中心であったからであり、また、地方自治法の議会関係規定の改正は議員立法によることが慣例として確立していたためでもある。そこで地方分権一括法が施行された翌5月、衆議院地方行政委員長により、地方自治法議会関係規定の改正が発議された。「本年4月1日に施行された地方分権一括法により、地方分権は今や実行の段階を迎えることとなり、……地方議会が担う役割はますます重要なものとなっております。」⁽⁴⁾として、意見書の提出先に国会を追加（99条）、政務調査費制度の創設（100条）、常任委員会の人口規模別設置上限数の制限撤廃（109条）が行われたのである（平成12年法律第89号）。政務調査費、常任委員会数については、法律で根拠のみを定めて義務づけはなく、政令・省令には何も規定を置かず、細目は条例で定める枠組み規定となっていることにも注目しておきたい。

(4) 齊藤斗志二地方行政委員長趣旨説明、第147国会衆議院地方行政委員会会議録第11号（2000年5月18日）1頁。

自治体議会の活性化についてはその後、第28・29次の地方制度調査会でも議論が行われている。第28次地方制度調査会の第2答申「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申（2005年12月9日）」では、議会の持つ利害調整、政策形成、監視の三機能の充実が図られるよう求めるとともに、基本事項は法律で定め、組織運営はできるだけ、議会の自主性・自律性に委ねる方向で検討すべきとしている。2007年7月から活動を開始した第29次地方制度調査会では、監査機能の充実強化の一つとして議会の意思決定・監視機能の向上、議会制度の自由度の拡大等の議論が進行中である。

この間、全国都道府県・市・町村の各議会議長会でもそれぞれ独自の議論を深めている。中でも全国都道府県議会議長会の都道府県議会制度研究会⁽⁵⁾では2005年の中間報告で自治体議会議員について「公選職」という概念を提出し、以後の議会議員のあり方をめぐる議論に大きな影響を与えている。また、2007年の最終報告「自治体議会議員の新たな位置付け」では、「自治体議会の議員⁽⁶⁾の職責・職務を法令上に明確に位置付けるため、地方自治法に自治体議会の議員の職責・職務に関する規定を新設せよ」と、また、「地方自治法第203条から議会の議員に関する規定を分離し、「報酬」を「地方歳費（仮称）」に改めることとし、次のような条項を新設・別置せよ」と法改正を具体的に提言している。また、内容は異なるが、全国市議会議長会は2008年5月28日の総会で7項目にわたる「地方議会の機能強化に関する決議」を行っている。

公選職概念の提出以降、検討が続けられてきた自治体議員の職責・職務の法令上の位置付けは「議員身分明確化法」として法案化が検討されることとなり、2008年5月30日の自由民主党総務会における地方自治法改正案の了承に結実⁽⁷⁾する。その後、各党に要望を続けてきた三議長会は6月2日に参議院の過半数を占め、地方自治法を所管する総務委員長を握る民主党に法案成立に関する要請を行った。翌6月3日には、自由民主党は政策トピックとして「地方議会議員の位置づけの明確化について」とする文書を発表した。そして6月4日、6日には衆議院総務委員会理事からなる実務者協議会が開かれ、自由民主党案どおり法案が確定して10日の総務委員長提案に至ったという。

(5) 大森彌委員長、設置期間2004年4月23日から2007年4月19日まで。なお、第28次地方制度調査会における地方自治法203条の議論は第26回専門小委員会（2005年9月5日開催）から始まっている。

(6) ここまでは「議員」なのであるが、法案化の過程で「議会」に縮小されてしまう。68頁図参照。

(7) 自治日報2008年6月6日記事「全員協などに法根拠」。他に同20日、8月8日にも関連記事あり。

2. 2008年改正法案の審議過程

2008年6月10日の衆議院総務委員会で決定された「地方自治法の一部を改正する法律案」は、同日、第169国会衆法31号として衆議院本会議に緊急上程され、委員会付託を省略、原案どおり可決された。即日参議院に送付、直ちに総務委員会に付託され、同日のうちに質疑が行われ原案可決。翌6月11日の参議院本会議に上程され全会一致で可決、会期を10日残して成立した。法律の公布は6月18日⁽⁸⁾である。

(1) 衆議院総務委員会（6月10日・法律案決定）

渡辺博道総務委員長（自由民主党）が法律案起草についての経過を説明⁽⁹⁾し、委員長提出の法律案とすることを採決したところ、全会派が賛成し、委員長が法案提出手続をとることとなった。

続いて石田真敏委員（自由民主党）ほか5名、計6会派の共同提案として「地方議会の活動の充実・強化とさらなる改革に関する件についての決議⁽¹⁰⁾する」旨の動議が提出され、全会派が賛成して成立。増田総務大臣から決議の趣旨を十分に尊重する旨の発言があった。午後0時50分散会。

(2) 衆議院本会議（6月10日）

午後1時2分開議。当初議事日程終了後に緊急動議により日程に追加、委員会の審査を省略して本会議に上程され、渡辺博道総務委員長の趣旨弁明の後、全会派異議なく可決⁽¹¹⁾された旨とともに決議があった報告があり、簡易採決の結果、全会一致で異議なく可決され、参議院に送付された。午後1時24分散会。

(8) 2008年6月18日付け官報号外129号11頁。

(9) 【資料4（本書86頁以下）】衆議院総務委員会会議録25号（2008年6月10日）21頁以下。

(10) 【資料4（本書87頁以下）】本決議は自ら起草した法律案に盛り込まなかった事項に関する意思を特に表示したもので、委員会が付託を受けた（内閣提出）議案の議決に際して付するいわゆる「附帯決議」ではないが、次の改革を行う際の出発点として、繰り返し想起される必要があるだろう。

(11) 第169国会衆議院本会議録第38号（2008年6月10日）3頁。

(3) 参議院総務委員会（6月10日）

衆議院本会議散会直後の午後1時25分から参議院総務委員会が開会された。NHK決算の審議等に続き、提案者である衆議院渡辺総務委員長の趣旨説明⁽¹²⁾の後、通常は発言のない趣旨説明に対する質疑⁽¹³⁾があった。加賀谷健委員（民主党・新緑風会・国民新・日本）から経過及び三議長会からの要望事項が一部だけ法案化された理由、特に都道府県議会議長会が強く要望していた「地方歳費」という名称が使われなかったことと「公選職」概念が導入されなかったことについての質疑に対し、衆議院総務委員長代理の原口一博・黄川田徹議員（共に民主党・無所属クラブ）から答弁があり、増田総務大臣に所見が求められた後、改めて提案者側に今回の地方自治法改正は今後の地方議会改革の第一歩であることを確認して質疑を終結した。

続いて討論はなく、挙手による採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定した。

(4) 参議院本会議（6月11日）

高嶋良充総務委員長（民主党）から法案の内容と質疑の概要について審査報告があり、押しボタン投票の結果、賛成234、反対0（投票総数234）の全会一致で可決され⁽¹⁴⁾、成立した。

(5) 今回の法案審議の特徴

議員提出議案は内容が了承されてから提案されるため、提出者に対する質疑は行われないのが例である。議案に付せられる理由も極めて簡単であるため、会議録からではその真意を測りかねることも多かった。

(12) 衆議院は趣旨弁明、参議院は趣旨説明である。

(13) 同日、地方自治法が議題となる直前には同じく衆議院総務委員会提出である「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案」が審議されている。その質疑の冒頭、内藤正光委員は、「委員長提案というのは全会派が一致して出した法案だから質疑は必要ないのではないかと指摘もごぞいます。しかし、私はそれは違うと思います。法案の運用については、あくまで委員会審議を通じて出された様々な答弁、これがベースになるわけでございます。」と発言している。国の場合は法律の文言から解釈を始める司法との関係があるが、二元代表制である、自治体でこそ、立案者の意思ではなく、議会で審議された際に自治体としての合意が成り立ったと考えるべきではないだろうか。ここは地方自治法を議題とした部分ではないが、自治体議会のあり方についての重要な問題提起でもある。

(14) 第169国会参議院会議録26号（その1）（2008年6月11日）7頁以下。

2008年地方自治法改正では法案の起草こそ、会議録が公開されない衆議院総務委員会理事会の実務者協議という場で行われたものの、法案の送付を受けた参議院総務委員会で衆議院総務委員に対する質疑が行われたため、最もわかりにくい地方歳費がどうして実現しなかったのか等の「法案に書かれていないこと」の理由も知ることができる。今回の法案は残り少ない会期中で地方対策の色合いが濃い実質的自由民主党案を各党が受け入れることで成立した。特に参議院総務委員会における民主党議員（委員長を含め、質疑・答弁者は自治体議会議員経験者でもある）相互の質疑応答などは、おそらく法案を成立させる条件⁽¹⁵⁾であったのであろう。しかし国会の果たす国民への説明責任として、これら法案の考え方が会議録に衆議院総務委員会の決議とともにきちんと残されたことは大変重要なことである。

(6) 自治体議会に望まれること

2008年地方自治法改正では地方制度調査会の答申で残されていた事項や三議長会からの要望事項が100%ではないにしろ、立法された意義は大きい。議会改革の第一歩である今回の改正に続く第二、第三の法改正を望むのであれば、自治体議会側も第一歩を確実に踏み出して見せなければならないのである。

もう一つ注目すべきは、法律は具体的な内容を盛り込まず、詳細を各自治体に委ねていることである。さらに議会活動の範囲の明確化に関しては、会議規則⁽¹⁶⁾に規定するかどうかまでを含めてそれぞれの議会の議論に任せられている。第一次分権改革以降、一向に改まらない稠密な諸法令のあり方からすると、まさに国会自身が自治・分権的な地方自治法改正の範を示したのである。

自治体議会では会議規則をはじめとする何本かの例規の改正を行うことになる。ここで単に必須的な事項の改正を行うのみならず、これまでの流れを踏まえた広範な検討を行った上で、議会自身が自らのあり方を決めることが求められる。

(15) 前掲、自治日報2008年6月8日付け記事。

(16) 会議規則は地方自治法120条に根拠がある「設けなければならない」規則であり、議会の議決のみにより成立する。公布は通常、議長が行う。議会は法を定める場であるが、本来、自治体があって議会が置かれるのではなく、議会があって初めて自治体と言えるのであり、議会の自律権は法律ではなく、自らの会議規則で決めなければならないものである。日本では明治憲法時代に世界的にも稀な議院法が制定されたため、現在でも国会法が両院の議院規則とは別に存在し、時折、それらの間の優劣関係が問題となる。自治体議会の会議規則も本来、条例より上位の「憲法」なのであるが、地方自治法の存在と、単にその名称から、例規集の編纂において、委員会条例よりも下位に配列する議会があることは残念なことである。

3. 議会活動の範囲とは

法律の解釈は出来上がった条文以外のものを捨て、純粹に条文から読めることを検討していくものである。しかし、今回の改正は政治的決定の場である議会に関するものであり、かつ、議会の連合体である三議長会がその改正を主張し続けてきた一部がようやく取り上げられたものである。また、この法改正を受けて、それぞれの自治体議会がどう考えていくか、ということは、まさに自治体議会の独自の法解釈権そのものにかかわることである。そこで3章以降では、各議会がこの制度改革を受け、自ら第一歩を踏み出す方策を提示することとしたい。

従来、議会の活動とは法律上は地方自治法、あるいは地方自治法に基づく条例によるものだけがそれに該当するとされてきた⁽¹⁷⁾。議会がある以上、当然に存在する議員全員による「本会議」と、条例により置くことができる常任委員会（109条）、議会運営委員会（109条の2）、特別委員会（110条）がそれである。地方自治法にはそのほかの会議は規定されていないので、同義語反復的であるが、それ以外に会議を行っていたとしてもそれは法的な存在ではない。

ところが、議会は法定の本会議・委員会のほかに、実に多くの活動を行っている。議員数の多い都道府県議会や政令指定都市議会では、正規の会議に至るまでの事前の調整だけでなく、議会の広報や広聴、議会図書室の運営など、多数の事実上の協議が行われている。一方、小規模な議会では議会運営委員会や総務常任委員会がそれらの役割を負っていたり、議員が交代制で広聴を行っていたりする例もある。その中で、ほとんどの議会に共通するものは、全議員により行われている「全員協議会⁽¹⁸⁾」である。

全員協議会にもさまざまなものがある。自治体議会では会社法における株主総会と異な

(17) 議員活動を法に根拠のあるものだけと限定した大阪高等裁判所の損害賠償請求控訴事件判決（平成16年（行コ）5、最高裁上告棄却により確定）がある。これに対し、大森彌は「市民と議会の条例づくり交流会議2008」（2008年7月26日、東京）において「選挙運動であることが外形的に明らかである場合などを除き、議員としての職務活動はできるだけ幅広く認めるべきである」旨の批判を行っている。「分権時代の議会・議員のあり方と改正自治法」『自治体法務研究』No.14、2008年秋、6～11頁。

(18) 全員協議会は、イギリス下院で行われる国王に任命された議長を除いた他の全議員で行う全院協議会（日本の帝国議会でもごく初期に行われた）とは全く異なる。全員協議会にも様々な理由・目的がある。宮崎伸光・田口一博「非公式協議機関」、宮崎伸光編著『議会改革とアカウンタビリティ』東京法令出版、2000年、30・31頁。

り、議案は議会が開会されるまで提出できないことになっているので、従来から事実上の会議を会期に先立って行い、議案の精読を行うものがあつた。事実上本会議の実質審議を前もって行ってしまうことは透明性と説明責任の点から問題視されてきたが、その背景にあるものが本会議や委員会のやりにくさであることは留意しておくべきであろう。

また、会派制をとる議会で議会運営委員会と同様に議会の運営に関し協議する「各派代表者会議」、会期中の日程調整等を行う「正副委員長会議」がある。そのほか議長や議会運営委員会からの諮問に応じるため調査研究を行う任意の協議会もあれば、議長候補者等、議会内人事を決めるための会議など、枚挙にいとまがない。これらの事実上の会議は、地方自治法や条例に規定がないとしても、議会の公式の議場や委員会室を使用し、議会事務局はもちろん、場合によっては首長や行政の職員をも参加して開かれているのである。また、近年は議会が主催する住民に対する「議会報告会」や本会議と別立てで行われる「一般会議」⁽¹⁹⁾など、むしろ地方自治法の「制約」⁽²⁰⁾を乗り越えるために、法令に基づかない会議が多用されているとも言えよう。

2008年改正ではそれらさまざまな事実上の議会活動のうち、会議体としての議会に注目し、本会議・委員会以外の会議活動について、会議規則により地方自治法に基づくものとして制度化する道が開かれたわけである。

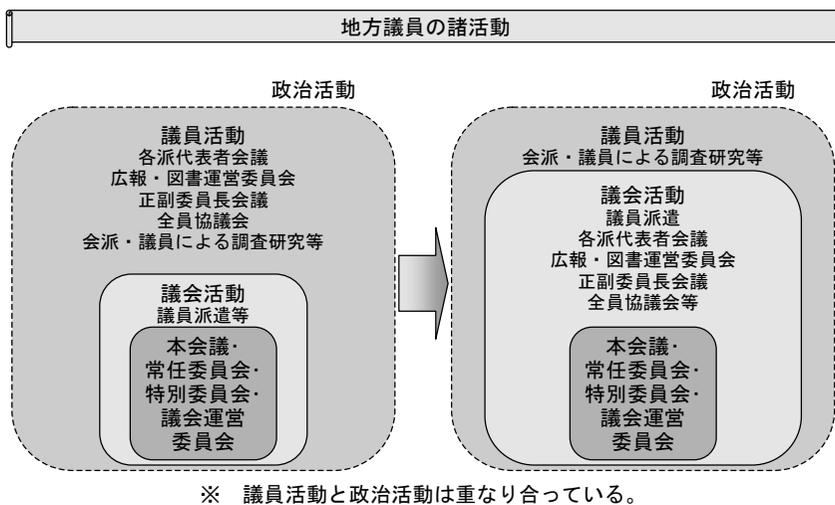
もともと、今回の改正法公布と同時に出された総務省自治行政局行政課長通知（2008年6月18日付け総行行73号「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）・資料6参照」では「会議規則に定めることにより、議会活動の範囲に含まれ得ることを明確にしようとするものであること」と、必ずしも会議規則による「場」にすべてを移行させる必要がないことを示している。事実、三議長会が2008年7月末に改正した（標

(19) 栗山町議会基本条例4条8項 議会は、前7項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席のもとに町民に対する議会報告会を少なくとも年一回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

同14条2項 議会は、法律により活動が制限されている常任委員会、特別委員会等の制約をこえて、町政の諸課題に柔軟に対応するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を設置するものとする。

栗山町議会基本条例についての充実した論考として、橋場利勝・中尾修・神原勝「議会基本条例の展開」『北海道自治研究』474号（（財）北海道地方自治研究所、2008年7月）2～35頁。

(20) この「制約」は5章で改めて検討するが、地方自治法に直接由来するものというよりは、むしろ各議会固有の会議規則や先例・慣例によるものが多い。議会の自己改革が求められるところである。



2008年6月3日付け自由民主党作成資料「地方議会議員の位置づけの明確化について」

2008年改正により議員活動とされていた活動の多くが議会活動となった。

準) 会議規則では、各議会の現状を反映して規定内容が大きく異なる。全員協議会のみを取り入れた町村議会に対し、現に多数の任意協議組織がある都道府県議会は多様な場を規定できるようにしている。市議会議長会は構成団体の多様性を反映して、町村と都道府県のちょうど中間的な規定となっている。

これから各議会が行うべきことは、まず、どうして本会議・委員会以外の場で協議や調整を行ってきたのかを一度見直すことである。全員協議会が、かつて、本会議は議案がなければ開会できないと考えられていた時代の名残り⁽²¹⁾なのであれば、その大きな制約は取り払われているし、常任委員会の数や議員の委員会への所属数が制限されていた時代の名残り⁽²²⁾なのであれば常任委員会のあり方を先に見直すべきである。議会に関する地方自治法の規定は少しずつ改正されているのであるが、残念なことに先例・慣例への反映は

(21) 地方分権推進委員会第2次勧告の指摘により、地方自治法98条1項の検査権に基づき、長に報告を求めて議員が臨時会を招集請求できることが再確認（1999年7月23日付け通知）されている。法定の議案がなくとも招集請求ができるのであるから、議案がなければ本会議を開くことができないということとはあり得ない。したがって報告を求めることについて、本会議によることができないから全員協議会を開く、という根拠はなくなっている。

(22) 2007年地方自治法改正以後は、ほとんどの議会にとられている行政分野別縦割りの常任委員会のほかに、予算、決算や請願といった横断的な常任委員会を設け、議員は複数の委員会に所属することも可能になっているが、まだ活用例は乏しい。

あまり積極的に行われていないのである。

次に行うべきことは、議会が、その住民に対しどのような活動を行っているのかを明らかにすることであろう。本会議・委員会以外の活動を明らかにすることは、議会が多様な活動を行っていることを示すことでもある。おそらく「議員は年間数十日しか働いていない」という誤解は随分と改められるであろう。しかしその公表は一方で「なぜ本会議や委員会以外の会議等がそれだけあるのか」ということに対する説明責任を負うことでもある。もちろん、住民に存在が明らかにならなかった会議で実質的な決定が行われることは許されない。そうでなくとも、それらの会議録の公開や傍聴の要求も当然出てくるであろうし、場合によっては法律に基づかない会議に議会事務局員が出席していることについて、財務会計上の問題が提起されるかもしれない。

2008年改正から次のステップに進むためには国会で当然とされている事項が自治体議会では必ずしも当然ではないことも認識する必要がある。国会法32条に両議院の経費を独立して国の予算に計上すべきことがあるが、自治体議会では単に地方自治法施行規則の様式の中に「議会費」が挙げられているに過ぎない。その結果、議長が議会費予算を首長に要望する、という状態が普通と思われているし、議員に関する国会法第4章の議員特権（歴史的に意味のあるこの言葉は日本では非常に誤解を受け、乱用されているが）に関する規定は自治体議会議員には適用されない。次号で考察するが、普通選挙制度であるにも関わらず、生活できる報酬を支給しないということは、財産収入があるか、議員であることをもとに収入を得よう、という者を認めるのかという議論を経なければならない。2008年改正における議会活動の明確化と、当初目指されていた議員身分の明確化とは、まだ極めて大きな断絶があるのである。

4. 改正が必要となる会議規則・条例等

議会活動の範囲が拡大されると、どのような影響があるだろうか。地方自治法100条12項を考える前に、過去の実例を参照してみよう。

会議規則に場を規定する検討にあたっては、はじめに議会運営委員会との関係が整理さ

れなければならない。議会運営委員会は1991年地方自治法改正により法制化⁽²³⁾された。この改正もまた三議長会の要望により行われたのであるが、このときは内閣提出により改正されたことに注意が必要である。法制度上、議会運営委員会の所管事項（109条の2）は議会の運営すべてを含むように設計されているのであり、本来、さらに協議又は調整の場が置かれることは想定していない。実務上、構成員が異なる議会運営委員会と全員協議会は違うと直感されるが、議会運営委員会の所管事項である「議会の運営に関する事項」「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項」「議長の諮問に関する事項」（109条の2第4項）はもともと網羅的であって、所管事項としては「議案の審査又は議会の運営」との区別は難しい。そこで区別すべきは設置の形態なのである。

1991年地方自治法改正当時は人口規模による常任委員会の設置数の制限があり、議員は複数常任委員会への所属が禁止されていた。議会の運営等について議長の諮問に答えるための議会運営委員会は多くの議会で設置されていたが、地方自治法上の制約により常任委員会とせず、任意の委員会であった。議会運営委員会は非常に頻繁に開かれるにもかかわらず、法定外の委員会であったため、費用弁償、公務災害の取扱いはできなかった。地方自治法上の規定はあくまで「条例で議会運営委員会を置くことができる。」なので、設置は任意であり、従来からの任意制議会運営委員会が法改正により禁止されたわけではない。しかし、「議会運営委員会を設置するかどうかは任意であるが、この趣旨に鑑み、議会運営委員会を設置する場合は、本条による条例措置により行うべきである。」⁽²⁴⁾との考えから現在、ほぼすべての議会の議会運営委員会は法定化されている。

法定化とは単に制度があるならそれを適用させていくというだけのことではない。議会運営委員会の法定化により運営には委員会条例が適用されることになる。そのため、多くの議会では任意制時代の「運営に関する申し合わせ」の全会一致原則から、法定化後は条例上の多数決が原則となった。今日でも多くの法定化議会運営委員会で全会一致が努力目標になっているようではあるが、その後進行した新人議員の増加による議員の流動化により議員の均質性が減少した議会においては実質的な変化ともなっている。法定化の影響は、時に法案立案者の予期しないところにも及ぶことがあるものである。

(23) この法案は1990年6月2日の第118通常国会で内閣から提出され、衆議院で審議入りすることなく調整が続けられていたが、第120通常国会に至り機関委任事務制度部分について衆議院で一部修正が行われ、1991年3月26日に衆議院の修正どおり参議院で可決、成立したものである。

(24) 松本英昭『新版逐条地方自治法第4次改定版』2007年、学陽書房、386頁。

(1) 改正すべき箇所

100条に12項が追加されることから、これまでの12項（議員派遣）以降は13項以降に自動的に⁽²⁵⁾順次繰り下がる。したがって12項以降を引いている会議規則、条例、規則、規程は改正法施行にあわせて改正施行する必要がある（ただし、財務関係規定への影響は次号でまとめて述べる。）。100条の項ずれは規定内容が改正されたわけではないので、単なる条項ずれとしての機械的なものではあるが、議員派遣・政務調査費については、財務会計上の行為が伴うので、後日、支出の根拠に疑義を生むことのないよう、必ず改正しなければならない。

会議規則の提案権は議員・委員会に専属する。立案は議員提案で行うこととなる。政務調査費条例は制定時には首長提案もあったようであるが、議員提案とすることを慣例とするよう改めるべき⁽²⁶⁾であろう。また、政務調査費条例の施行規則を首長の規則としている場合（多くの市議会が該当する）は議会では改正できないので、首長に改正を依頼することになるが、この際、都道府県・町村議会のように、議会規程等、議会の規則とすることを検討してほしい。

項	影響箇所（数字は標準会議規則の条）
旧12項 議員派遣	→ 標準会議規則 県122 市160 町村122
旧13項 政務調査費の交付	→ 政務調査費交付条例・同規程（規則）
旧14項 政務調査費の収入支出の報告	→ 政務調査費交付条例・同規程（規則）
旧15項 【政府】 官報・政府刊行物の送付	→ 議会図書室条例・規程
旧16項 【都道府県】 公報・刊行物の送付	→ 議会図書室条例・規程
旧17項 図書室の附置	→ 議会図書室条例・規程、事務局設置条例等
旧18項 図書室の一般利用	→ 議会図書室条例・規程等

(25) 地方自治法は項番号が書かれていない古い法律なので、改め文では項番号は改正の必要がない。

(26) 田口一博「議会関係条例」北村喜宣編著『分権条例を創ろう！』、ぎょうせい、2004年、98頁。

なお、議長が定める議会事務局の事務分担規程等にも場を追加し、公務であることを明確にする必要がある。

(2) 条文の配列

「場」の規定は、三議長会の標準会議規則とも地方自治法100条の規定順序に従って最後部⁽²⁷⁾の議員派遣の直前に追加している。そのため、その後にある議員の派遣(県121・市159・町村121)と会議規則の疑義(県122・市160・町村122)の条番号を1条ずつ繰り上げるとともに、それぞれの章番号もやはり1章ずつそれぞれ繰り上げている。

条や章の番号をどうするかは各議会の条文整理の考え方によるので、場の規定の追加により他の条項を引いている例規に影響が出る等の場合にあっては、繰り上げずに枝番号を使用しても、もちろん差し支えない。

近年は議会基本条例等を制定することにより、会議規則の条文の配列が標準会議規則と異なっている議会もある。もちろん、各議会の考え方によるわけであるが、場の中に全員協議会のみならず「議会報告会」のようなものまで入れるとすれば、その位置は地方自治法の配置にとられる必要はない。ただし、議会基本条例等がある場合でも、地方自治法は場を規定するかどうか等を議会の会議規則に委ねているので、会議規則に一旦場を規定した上で、議会基本条例等に委任するのが筋であろう。議会の会議をどのように行うかは、議会の自律権に関わることであるから、制定・改廃を直接請求することもできないし、首長が再議に付すこともできない。会議規則とは、法をつくるシステムである議会のありようを規定する、条例よりも上位のメタ・システム⁽²⁸⁾だからである。

5. 議会の政策法務としての「場」の検討

最初に考えるべきことは、「場を会議規則に盛り込むのかどうか」自体である。議会の

(27) 標準規則では続く100条の2(2007年改正による専門的知見の活用)に関する規定は置かれていない。独自の制定例として東京都議会会議規則127条、三重県議会基本条例13条参照。

(28) 田口一博「自治体議員とその周辺の変動」、森田朗・田口一博・金井利之編『分権改革の動態』、東京大学出版会、2008年、237頁。会議規則の詳細については、別稿を期したい。

活動は自治体ごとに大きく異なる。今回の場について、衆議院総務委員会決議の言う、議会活動の透明化を果たすことは、必ずしも会議規則に場を規定することだけではない。場の範疇にこれまでの会議を入れていくというのも選択肢だが、本会議・委員会の活動範囲を拡大してこれまでの会議を入れていくのも選択肢。また、これまでの事実上の会議のままであっても、議会広報をはじめ、傍聴、会議録公開などにより、実質的に議会活動を透明化していくことも選択肢である。

ここでなぜ、本会議や委員会以外の会議を行っていたかということに立ち返って考えるならば、会議規則や委員会条例による会議運営では自由度が低く、十分な活動ができなかった、ということをも反省しなくてはならない。この次の問題は会議運営をやりやすくし、議会の透明性を高めることにならない会議規則をどうしていくのかである。

(1) 準備作業

これまで任意で行われてきた会議等といっても、いくつも種類があるであろう。議会の本会議場や会議室で会議を行い、議会事務局が出席して記録等を作成するのみならず、首長ほか議事説明員の出席を求めて報告を聴取したり質疑を行ったりという会議もあれば、実質的な決定を行うが、会派の代表者が議会の公式な会議の外で集まって議会内役職の割振りを決める、というようなものもあったであろう。議会で場に関する議論を進めるためには、まず、全員協議会をはじめとするこれまでのさまざまな会議や議会活動の内容を、標準会議規則が場の規定に求めている「名称」「目的」「構成員」「招集権者」「期間」（市議会159条3項）のみならず、運営方法、開催頻度、経費、事務局や執行機関との関係などを一覧表にまとめて検討してみるのが有用である。

2008年法改正では議会活動の公開性・透明性を高めることも要請されている⁽²⁹⁾。そこで一覧表にした会議等に公開性や透明性が求められるのか、逆に、本会議や委員会では何か支障があるから別の会議を開いていたのかという、いくつかの観点から評価してみよう。

(29) 前記注(9)【資料4】掲載、2008年6月10日付け衆議院総務委員会決議「地方議会の活動の充実・強化とさらなる改革に関する件」参照。ただし、これは三議長会が直接要望した事項ではない。

(2) 公開性・透明性への積極的な対応

場のリストをつくり、会議規則に一覧性をもって挙げることでこれまで行われてきた本会議、委員会以外の議会活動もなるほど公開されることになるが、そうであればまず、本来的に公開される本会議を充実させることがむしろ正道である。したがって順序としてこれまで事実上行われてきた会議や活動のリストの公開がまず求められるが、次の段階としては、本会議等の制約が本当に妥当なことなのかを精査して改めた上で、会議を行う場については、委員会や本会議に移行させていくことが本来、望ましいことであろう。

そう考えると、場は現状追認的に行われた議会運営委員会法定化の際の1991年改正の積み残しの整理ではなく、議会の活動を充実・強化させるための第一歩として、制度化される前に、しかし住民の期待に応じて行う模索状態の議会活動を育てるインキュベーターとして考えていくべきであろう。場の会議規則への規定は何も急がなければならないものではない。地域のため住民のため、どうすれば議会活動の充実・強化と公開性・透明性が高まるかの目的意識のもとに、自治体での最善の方策をじっくり検討してほしい。

(3) 拡大される場

場には議会として行う種々の会議以外の活動をも位置付けることもできる。これまで議員個人の活動としていたものの中に、議会が申し合わせて行っているもの、どの議員も共通に行っているものがないであろうか。

議員研修は議会として行うのであれば、場の一つとなる。地方公務員法上、議員には研修受講権は規定されていないが、今後は議会が会議規則で定めれば、議員の研修を権利として認め、その受講を義務付けることもできるわけである。議会としての議員研修はこれまで系統だっで行われてこなかった。ただ、あまり詳細な会議規則の解説で発言を萎縮させるようなことでも困るし、単発の時事評論だけでも十分ではない。まず、地域の実情に即した研修体系作りも必要となるであろう。

議会報告会を議会の申し合わせにより議員が分担して行っている例はよくあるが、

これも場として議会活動の範疇に入るものである⁽³⁰⁾。そうであれば議会の事務であるから議会事務局の職員も公務として補助することができる。公開性と言われるまでもなく、これからの議会活動では説明責任を果たす意味での広報活動がより重要である。特に合併により政治が身近なものと感じられなくなった市町村では議会の側が住民の中に出ていくことが政治に対する不安感を取り除くこととなる。また、これまで議員の政治活動として行われることが多かった議会報告会を場として位置付けることで、とかく政治活動から排除されてきた未成年者にも、地域の政治を身近に感じてもらい仕組みができるようになる。小中学生に空っぽの議場や投票箱の見学ではなく、政治の活動や会議の仕組みをわかりやすく説明する場を設けることで、政治や自治の大切さを早いうちからきちんと教えることは自治体の明日を担う社会的ホーム・ルームとして行うべきことである。それなしに若年者の投票率低下を単に叱咤激励しても納得は得られない。

このようなスクリーニングにより、会議規則による場を設定するかどうかの外延を確定させることができる。

(4) 場の収斂

今度は内向きに考えてみよう。最も象徴的なものは、議会内人事に関する協議である。既に立候補制を採用し、本会議で立会演説を行う議会も現れている。しかし一方で、議会運営委員会を長時間休憩にして議員間の協議により「次の議長を誰にするか」を調整することは普通に見られる。そのような調整も場で行うとすれば、そもそもなぜ場でなければならないか、ということに循環する。議長の選挙であれば説明は議長選挙における得票数でよいのではあるが、さらに説明をということであれば、調整のための場をつくるのではなく、議会運営委員会ですべて議論すべきであろう。場は議会活動の範囲を決めるものであるが、場を設けること自体は目的ではなく、公開性、透明性がより保たれるようにすればよい。このような人事に関する調整の場をつ

(30) 会派活動や政党活動は会議であれ広報活動であれ、どんな場合でも場には該当しえないが政務調査費の交付対象とはなり得る。議会の事務であれば「議員の調査研究」ではないから、政務調査費の交付対象からは当然、外れることとなる。場を設定した際には、政務調査費の交付規定を必ず見直し、場に対しては政務調査費の用途ではないことを明示しなければならない。場の範囲と政務調査費の範囲とは、基本的に排他的関係にある。もっとも、議案の精読を場で行うとしても、その準備は一般に政務調査費の範囲であろうから、ここでもう一度議論して明確にしておくことが必要である。

くる場合は、場をつくることでかえって本質的な決定過程が不明確となってしまうことへの注意が必要である。ただし、第169通常国会冒頭で見られた日銀総裁等の国会同意案件のように、人事案件を完全に公開の場で議論することは、必ずしも社会的な合意を得られないのではないかと、という感もある。人事に関しては必ずしも場を設定するのではなく、各議会の実情に合わせて議会運営委員会ですべて行ってしまってもよし、議会の活動ではない個々の議員間の調整の結果で選挙が行われるとしても、その経過が正規の会議で説明されるというあたりが、現実的な対応ではないだろうか。

6. 法務的観点から場について考える

(1) 場の規定 あれこれ

場の規定をどうするかは、現にどのような場があるのかの精査により決めるのが最も順当であろう。場は会議規則に盛り込むことで、その存在は常任委員の改選や議員の任期とは関わりなく、議決により会議規則を改正するまで存続することになる。場には会期の概念はないから、会期に関わらずいつでも開会できる。会期末ごとに閉会中継続調査を行う旨の議決も必要ない。

従来、招集権限がある者がいなかったので、運用上の工夫で行われてきた一般選挙後の初議会を場として規定することも可能である。この場合には全員協議会とは別立てにして議長に代わる者をあらかじめ当選者中の年長議員や議会事務局長というように決めておくことができる。

一方、会議規則による場をつくった後、それによらない会議がなお多く残ることは、かえって不信を招くことにならないであろうか。場を規定する際には、その点の議論を十分につくしてほしい。

特別地方公共団体の議会にも場の設置は可能である。

委員会に置かれる理事会や幹事会などはあくまで委員会内部の組織であり、場ではない。必要があれば委員会条例の中に規定を置けばよく、会議規則に場として規定することはできない。

場が視察等の活動を行う場合には議員派遣の手続きを取ることが必要である。図書委員会や広報委員会などがそれに該当しようか。ただし、これらの場が常設なのであれば、常任委員会となるべきか、あるいは議会運営委員会の部会となるべきかを一度

検討していただきたい。

このように多様な場があり得ることから、三議長会の示した標準会議規則は、場についての規定は次表のとおり、それぞれ書き分けている。

	場の種類	恒常的な場の種類	臨時の場	緊急を要する場	規定事項	運営細則
都道府県	任意	別表に一括掲載	議会の議決で設ける	議会の議決又は議長の設定で設ける	名称、目的、構成員、招集権者	議長（本則）、場（参考）において定める
市	任意	別表に一括掲載	議会の議決で設ける	議会の議決で設ける	名称、目的、構成員、招集権者、期間	議長が定める
町村	全員協議会のみ	全員協議会のみ	—	—	—	議長が定める

（２） 地方自治法の会議規定を場に適用させるべきか

地方自治法第1編の6章6節 会議（112～123条）は、議会の本会議運営に関する原則的な規定である。場には多様なものが含まれるし、議会活動を多様化するための場であるから、地方自治法を適用させる必要はないが、2点だけ検討してみよう。

ア 112条（議案の提出）

適用させる場合、「議員は……議案を提出することができる」を「議員は……場で取り上げるべき問題を提出することができる」と読み替え、これを問題をいつ、どのように提出することができるかを定めることになる。場が定例会のようにあらかじめ期日を決めて開かれるのであれば、定例会における一般質問のように、発言したい内容を期限までに議長に通告することも考えられる。また、臨時会のようにテーマを決め、所定数の賛成者がいれば開会するのもよいであろう。場は議決をするわけではないから、臨時会招集請求要件である議員定数の4分の1（101条3項）にこだわる必要はない。次の定足数とともに、自由な議論を保障するために、緩やかにしておく（あるいは決めておかない）ことも十分視野に入れるべきであろう。

なお、場に議案を提案することはないから、長の議決事件の議案提出（149条1号）を準用する必要はないが、これまで、長側からの開会要請に応じて、報告の聴取を目的とする全員協議会を開会していた例が多かったと思う。今回の法改正の趣

旨を踏まえると、これは報告を付議事件とする臨時会本会議に移行させるべきだが、「本会議の運営では窮屈である」ことが理由でこれまで本会議としてこなかった場合は、本会議本来の機能を阻害している会議運営をまず見直すべきである。

イ 113条（定足数）

イギリス下院の自由討論は有名だが、議場には発言者のほかはわずか数人しかいないこともあるという。場の機能に議員間の合意形成は含まれないでよい、議会の監視機能、問題の指摘や政策提言機能が重要であるとするならば、多くの議員を議場に拘束する必要はない。極めて少ない人数でも議論を行い、そこで得られた結果を広報する方が有効である。そうすると自治体議会で特定の問題について、議論が成立するほど政策的な立場が異なることがあるのかという議員や会派のあり方の問題をも考える必要があるだろう。

場と本会議や委員会の会期制との関わりはどうであろうか。会期は招集があって初めて議会としての活動能力が開始されるという前提でのものである。会議規則への場の定め方にもよるが、場は本会議とは全く別の招集権者が招集するものであるから、会期には影響されない。ただし、通年会期としたときに一事不再議原則をどう考えるかの問題が出るように、会期を前提とした会議規則の他の部分や先例・慣例との間の調整を行う必要が出てくるのは当然のことである。すると、場の運営については別に定めた方が良いときが出てくる。熟考すべきは、場の招集と会議の定足数の考え方であろう。これまでの議会では考えられなかった別の可能性が開けてくるからである。

場を会議規則に規定することで、シンボリックに最も大きいのは、正規の議会の会議の招集権限を制度的に議会自身が持つ、ということではないだろうか。これまで、議会を招集する権限は首長のみにあった。自治体は二元代表制を採っているのだから議会の招集権は議長にあるべきだという議論は繰り返し提起されてきた⁽³¹⁾ものの、未だ実現に至っていない。

さて、議長が一旦全員協議会を招集して議論を行っている席上、議員の意思が「この会議を臨時会に移行すべし」となっても、これまでの行政実例⁽³²⁾では事実上の会議として

(31) 議長による招集請求制度や招集請求後、首長は20日以内に臨時会を招集しなくてはならない義務が置かれる制度改善は、第28次地方制度調査会答申を踏まえて行われた2006年地方自治法改正（法53）で行われた。議長の招集権に関する議論は、地方制度調査会専門小委員会第19回（2005年4月25日）、第20回（5月13日）、第26回（9月5日）で議論されている。

(32) 1951年4月17日地自行発104号鹿児島県総務部長宛地方自治庁行政課長回答・技術的助言。

全員協議会を開いているからといって、その会議を正規の会議に移行させるべく、招集行為のあと、直ちに本会議を開くことはできない、とされてきた。しかしながら、法定化された場で臨時会の招集請求を行った場合に、この行政実例を維持する必要はもはやない。すると、永年整理のつかなかった議会の招集権の問題も、場の招集権を議長が持つことで、臨時会に移行できれば、目的を達成できる。おそらくは立案者は意識していない点だが、創造的な法解釈をすれば、十分に可能なことである。

最近、厳しい財政事情のためとして、特に小規模市町村では議員報酬を引き下げ、あるいは著しく低額に定めている（このことについての議論は次号で行う）例が多く見受けられる。場への参加については費用弁償を支給できるが、議員報酬が低額である場合は、費用弁償も措置されていないことが多い。そうすると場が頻繁に開催されると、議員とは別の本来生活のための所得を得る職業に従事することが難しくなるため、これまで以上に議員になることができる者を限定してしまう。議会活動への参加を議員報酬で保障していない市町村にあっては、会議以外に場を設けるのであれば、むやみに議員の負担を高めないことも検討すべきである。場は議決のためのものでないから、ある問題のために場を開いて協議するというとき、招集について相当数の同意が得られれば、会議の定足数は定めない方が、むしろよいであろう。現在の地方自治法では本会議の成立要件を議員定数の半数としている（113条）が、場ではこれを準用する必要はない。会議規則に書くことではないが、自由参加とすることを申し合わせるべきであろう。議員の生活を保障しない以上、まず守るべきは財産の有無にかかわらず政治に参加できる普通選挙（憲法15条3項）だからである。

（たぐち かずひろ （財）地方自治総合研究所研究員）

●資料

- 1 地方自治法改正案要綱（80頁）
- 2 地方自治法改正案（81頁）
- 3 新旧対照表（地方自治法分のみ）（84頁）
- 4 衆議院総務委員会会議録（付：委員会決議）（86頁）
- 5 参議院総務委員会会議録（89頁）
- 6 地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（総務省行政課長通知）（95頁）

△資料1▽

地方自治法の一部を改正する法律案要綱

第一 議会活動の範囲の明確化

議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができるものとする。

(第百条第十二項関係)

第二 議員の報酬に関する規定の整備

議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を議員報酬に改めること。

(第百三条及び第百三条の二関係)

第三 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 関係法律について所要の改正を行うこと。

一

二

(附則関係)

△資料2▽

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百条第十一項の次に次の一項を加える。

議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

第二百二条の五第五項中「第二百三条第一項」を「第二百三条の二第一項」に改める。

第二百三条第一項中「議会の議員、」を削り、同条第二項中「の中議会の議員以外の者」を削り、「但し」を「ただし」に、「定」を「定め」に改め、同条第三項中「者」を「職員」に改め、同条第五項中「費用弁償及び期末手当」を「及び費用弁償」に改め、同条第四項を削り、同条を第二百三条の二とし、第八章中同条の前に次の一条を加える。

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

一

二

議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。
第二百四条の二中「基く」を「基づく」に、「基かず」を「基づかず」に、「第二百三条第一項」を「その議会の議員、第二百三条の二第一項」に改める。

第二百六条第一項中「第二百四条」を「から第二百四条まで」に改める。

第三百四条第十項中「第二百三条第一項から第三項まで及び第五項並びに」を「第二百三条の二及び」に、

「第二百三条第二項及び第五項」を「第二百三条の二第二項及び第四項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方公務員等共済組合法の一部改正等）

第二条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第百五十八条の二中「報酬額」を「議員報酬額（地方自治法第二百三条に規定する議員報酬の額をいう。）」に改める。

第六百六十四条の二第一項中「報酬」を「議員報酬（以下「議員報酬」という。）」に改め、「期末手当」の下に「並びに同法第二百三条の二に規定する報酬及び費用弁償」を加える。

第六百六十六条第二項中「地方議会議員の報酬（地方自治法第二百三条に規定する報酬をいう。以下同じ。）」を「地方議会議員の議員報酬」に、「その報酬」を「その議員報酬」に、「議会の議員の報酬」を「議会の議員の議員報酬」に改め、同条第三項中「第二百三条第四項」を「第二百三条第三項」に改め、同条第六項及び第七項中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第七百七十条の二中「報酬」を「議員報酬」に改める。

2 前項の規定による地方公務員等共済組合法の改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正）

第三条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「新法第六百六十六条第二項」を「地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律

第 号）附則第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六百六十六条第二項」に改める。

三

四

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二百二十四条第一項中「新共済法第六百六十六条第二項」を「地方自治法の一部を改正する法律（平

成二十年法律第 号）附則第二条による改正前の地方公務員等共済組合法第六百六十六条第二項」に改

める。

（市町村の合併の特例等に関する法律の一部改正）

第五条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第六項中「第二百三条第一項」を「第二百三条の二第一項」に改め、同条第七項中「第二十三条第一項から第三項まで及び第五項並びに」を「第二百三条の二及び」に、「同法第二百三条第一項」を「同法第二百三条の二第一項」に、「第五項中」を「第四項中」に改める。

第五十四条第一項中「第二百三条第二項及び第五項」を「第二百三条の二第二項及び第四項」に改める。

（旧市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第六条 旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第六項及び第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法の一部を次のように改正する。

第五条の第十八第六項中「第二百三条第一項」を「第二百三条の二第一項」に改め、同条第七項中「第二百三条第一項から第三項まで及び第五項並びに」を「第二百三条の二及び」に、「同法第二百三条第一項」を「同法第二百三条の二第一項」に、「第五項中」を「第四項中」に改める。

第五条の三十六第一項中「第二百三条第二項及び第五項」を「第二百三条の二第二項及び第四項」に改める。

理由

五

普通地方公共団体の議会の実態等を踏まえ、議会活動の範囲を明確化するため、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとするとともに、議員の報酬に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

※六頁は白紙のため略 七

△資料3▽

地方自治法の一部を改正する法律案新旧対照表

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第百条（略） ②～⑪（略）</p>	<p>第百条（略） ②～⑪（略）</p>
<p>⑫ 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。 ⑬～⑮（略）</p>	<p>〔新設〕 ⑫～⑮（略）</p>
<p>（地域協議会の設置及び構成員） 第二百二条の五（略） 2～4（略）</p>	<p>（地域協議会の設置及び構成員） 第二百二条の五（略） 2～4（略）</p>
<p>5 第二百三条の二第一項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないことができる。</p>	<p>5 第二百三条第一項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないことができる。</p>
<p>第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。</p>	<p>② 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。</p>
<p>③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。</p>	<p>④ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。</p>
<p>④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。</p>	<p>⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。</p>
<p>第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。</p>	<p>第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。</p>
<p>② 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。</p>	<p>③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。</p>
<p>③ 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。</p>	<p>④ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。</p>
<p>〔削除〕</p>	<p>⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。</p>
<p>④ 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。 第二百四条の二 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第二百三条の二第一項の職員及び前条第一項の職員に支給することができない。</p>	<p>第二百四条の二 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これを第二百三条第一項の職員及び前条第一項の職員に支給することができない。</p>
<p>第二百六条 普通地方公共団体の長がした第二百三条から第二百四条又は</p>	<p>第二百六条 普通地方公共団体の長がした第二百二条、第二百四条又は</p>

<p>また又は前条の規定による給与その他の給付に関する処分に不服がある者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。</p> <p>②④⑥ (略)</p> <p>(理事長等)</p> <p>第二百四十四条 (略)</p> <p>259 (略)</p> <p>10 第二百三十三条の二及び第二百四十四条の二の規定は非常勤の理事長等に、第二百四十四条から第二百五条までの規定は常勤の理事長等にこれを準用する。この場合において、第二百三十三条の二第二項及び第四項、第二百四十四条第二項及び第三項並びに第二百四十四条の二中「条例」とあるのは、「事業団規則」と読み替えるものとする。</p>	<p>前条の規定による給与その他の給付に関する処分に不服がある者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。</p> <p>②④⑥ (略)</p> <p>(理事長等)</p> <p>第二百四十四条 (略)</p> <p>259 (略)</p> <p>10 第二百三十三条第一項から第三項まで及び第五項並びに第二百四十四条の二の規定は非常勤の理事長等に、第二百四十四条から第二百五条までの規定は常勤の理事長等にこれを準用する。この場合において、第二百三十三条第二項及び第五項、第二百四十四条第二項及び第三項並びに第二百四十四条の二中「条例」とあるのは、「事業団規則」と読み替えるものとする。</p>
--	--

<資料4>

◎衆議院総務委員会会議録（第169国会25号）

平成二十年六月十日（火曜日） 午前九時二十分開議

○ 本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

郵政事業に関する件（日本郵政公社平成十九年度財務諸表の承認に関する報告等）

地方自治法の一部を改正する法律案起草の件

地方議会の活動の充実・強化とさらなる改革に関する件

（中略）

○ 渡辺委員長 次に、地方自治及び地方税財政に関する件について調査を進めます。

地方自治法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来理事会等において御協議願ってまいりましたが、お手元に配付いたしておりますとおりの起草案を得た次第であります。

この際、私から、本起草案の趣旨及び内容について御説明申し上げます。

本起草案は、与野党の理事会メンバー七名による地方自治法改正に関する実務者協議会における二回の議論を経て取りまとめたものであります。

実務者協議会におきましては、地方分権時代における地方議会の活動の重要性にかんがみ、その位置づけの明確化と、公開性、透明性の向上を図る必要があるとの認識のもとに、活発な議論が行われ、当面、議会活動の範囲の明確化と議員の報酬に関する規定の整備について、地方自治法の改正を行うものとされたところであります。

次に、本起草案の趣旨について申し上げます。

地方議会は、住民の負託にこたえ幅広い活動を行っておりますが、地方分権改革の進展により、地方公共団体の権限や機能が拡大する中で、地方議会の果たすべき役割と責任はますます重要なものとなっております、これを反映して、地方議員に求められる活動領域も拡大しております。

このような地方議会の実態等を踏まえ、これまで以上に積極的に議員活動を展開していくためには、地方議員の位置づけの明確化が必要であるため、本起草案を提出した次第であります。

次に、その内容について申し上げます。

第一に、地方議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けることができるものとしております。

第二に、地方議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を議員報酬に改めることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとともに、関係法律について所要の改正を行うこととしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

なお、実務者協議会において、地方議会の活動の充実強化と公開性、透明性を一層向上させるため、引き続き、直接当事者に限らず、幅広い立場からの検討が必要であるとの議論がありましたことを申し添えます。

○渡辺委員長 お諮りいたします。

地方自治法の一部を改正する法律案起草の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、本法律案提出の手續等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○渡辺委員長 この際、石田真敏君外五名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び国民新党・そうぞう・無所属の会の六党派共同提案による地方議会の活動の充実・強化とさらなる改革に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。石田真敏君。

○石田（真）委員 ただいま議題となりました決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

地方議会の活動の充実・強化とさらなる改革に関する件（案）

近年、地方分権が進展しつつある中であって、地方議会の果たす役割は益々増大しており、その活動の充実・強化と公開性・透明性の一層の向上が重要な課題となっている。こ

のため、今回、先ず、議会活動の範囲の明確化と議員の報酬に関する規定の整備を行うべく、地方自治法の改正を行うこととしたものであるが、今後においても、引き続き、制度、運用の両面にわたり、国民の幅広い議論を喚起し、これを踏まえて、地方議会の活動が国民の負託に応えるものとなるよう、さらなる改革を進めるべきである。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○渡辺委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立総員。よって、本動議のとおり、地方議会の活動の充実・強化とさらなる改革に関する件を本委員会の決議とするに決しました。

この際、総務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。増田総務大臣。

○増田国土大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○渡辺委員長 お諮りいたします。

ただいまの決議についての議長に対する報告及び関係当局への参考送付の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

<資料5>

◎参議院総務委員会会議録（第169国会20号）

平成二十年六月十日（火曜日）午後一時二十五分開会

○ 本日の会議に付した案件

政府参考人の出席要求に関する件

参考人の出席要求に関する件

日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
(第百六十六回国会提出)

日本放送協会平成十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に
関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

地方自治法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

（中略）

○委員長（高嶋良充君） 地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院総務委員長渡辺博道君から趣旨説明を聴取いたします。渡辺博道君。

○衆議院議員（渡辺博道君） ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

地方議会は、住民の負託にこたえ幅広い活動を行っておりますが、地方分権改革の進展により、地方公共団体の権限や機能が拡大する中で、地方議会の果たすべき役割と責任はますます重要なものとなっております、これを反映して、地方議員に求められる活動領域も拡大しております。

このような地方議会の実態等を踏まえ、これまで以上に積極的に議員活動を展開していくためには、地方議員の位置付けの明確化が必要であります。

このことから、議会活動の範囲を明確化するとともに、議員の報酬に関する規定を整備するため、本案を提出した次第であります。

次に、その内容について申し上げます。

第一に、地方議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができるものとしております。

第二に、地方議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給

方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を議員報酬に改めることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとともに、関係法律について所要の改正を行うこととしております。

以上が本案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（高嶋良充君） 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○加賀谷健君 余り時間を取らないように一生懸命質問させていただきます。

民主党・新緑風会・国民新・日本の加賀谷でございます。今回の地方自治法の改正について、少し質問をさせていただきます。

渡辺委員長とは千葉県議会で席を同じゅうした仲でございまして、またこういう場面で会うとは思いませんでした。

まず初めに、今回の改正、最終的には委員長提案ということになったわけでありますけれども、経過について簡単に御説明をいただきたいと思います。

○衆議院議員（原口一博君） お答え申し上げます。

加賀谷議員におかれましても、組織委員会のトップとして大変多くのまとめをいただきまして、ありがとうございます。

本法案、様々な各党各会派に要請をされた、特に都道府県議会あるいは全国三議長会からの要請、あるいは私たちの議会の中でこの総務の常任委員会の中に実務者協議会を設けました。そして、具体的に、一党一派によるものではなくて、これは民主主義の学校と言われる地方議会のことでございますから、その改正に当たってはまずはこの協議会でオープンに協議をしていこうと。そして、今回この改正案になりましたが、これは改革の第一歩であって、今後もこの協議を続けていくと、地方議会におけるなお一層の改革、説明責任、そして情報公開と、こういうものを申し合わせて進めてきたものでございます。

都道府県議長会を始めとする全国三議長会からは様々な要望があったわけですが、その中の第一歩として今回の改正に至ったということを御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○加賀谷健君 三議長会からの要請を受けたということでございますけれども、今回の改正見てみ

ますと、議会活動の範囲の明確化あるいは議員報酬の名称の変更ということで、私も、地方議会経験した者から言わせますと少し寂しいかなど。その三議長会からの意見書の願意というのがこの程度にとどまっていたということで、この改正、ここだけの改正になったというふうに理解をしていいのか。先ほど原口さんの方から今後の問題は残っているよということもございましたけれども、この辺についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○衆議院議員（原口一博君） まさに加賀谷委員お話しのとおり、私も佐賀県議会議員二期させていただきましたので地方議会の気持ちというのはよく分かります。

都道府県議長会を始めとする全国三議長会からは、地方議会議員の位置付けの明確化に関して以下のような要請がございました。地方議会議員の職責又は職務を明確にするために、地方自治法に新たな規定を設けてほしいと。それから、地方自治法第二百三条から議会の議員に関する規定を他の非常勤職員と分離し、独立の条文とするとともに、職務遂行の対価については単なる役務の提供に対する対価としての報酬ではなくて、広範な職務遂行に対する補償を表す名称とするため、報酬を、まあ私たち国会議員と同じように歳費に改めてほしい。

ほかにも政務調査費などの要請を受けたところでございますが、三議長会の要望は議員の活動に関して明確化してほしいということでございましたが、この今回の改正内容においては、まずその第一歩として、議員活動の主たる範囲である議会の活動、この範囲を明確化したものであります。また、地方議員の報酬を報酬から歳費にという、改める要望はありましたけれども、歳費ということではなくて議員報酬という固有の名称を設けることとしたものでございます。

以上が今回の改正内容と要望内容の主な相違点でございますが、改めて申し上げますが、これはまず第一歩だということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○加賀谷健君 意見書の中には、今のお話にありましたように、報酬を歳費にしてほしいと。この中には多くの意味が含まれているとは思いますが、歳費という名称にできなかったところを、まあ私は報酬と歳費がどう違うのかというのは余り分からないんですけども、国会議員の場合は歳費ということになっているわけでありまして、この歳費という言葉、名称を使わなかった理由というのは特にございますか。

○衆議院議員（黄川田徹君） お答えいたしたいと思います。

長らく地方議員もなされました加賀谷さんでありますのでよく御理解いただけることと思えますけれども、地方議会の議員の報酬については、地方自治法上に定める非常勤の職員等の報酬とは異なる性質を持っていることから、この違いにかんがみ、固有の名称を設けることとし、議員報酬というふうな形にしたわけでありまして。

この歳費との名称を採用することについても検討したわけでありませけれども、この歳費という名称は年俸といった性格、色彩を強く帯びるものであると考えられるところでありまして、地方議会の議員には町村議会と小規模な団体の議会の議員も含まれておることから、このような議会の議員の報酬についても年俸といった性格、色彩を強く帯びるような名称を用いることは必ずしも実態にそぐわないのではないかと、こう考えておるところであります。そのため、歳費、地方歳費との名称は今回取らなかったわけであります。

以上であります。

○加賀谷健君 憲法の中では国会議員は歳費という言葉が使われているというふう聞いておりますけれども、歳費にしてほしいという願意の中にはそのように今の地方議員の在り方を含めての願意があったような気がしてならないわけございまして、これはまた将来、次のステップの中の課題にしていきたく、こんなふうに思います。

次に、公選職という概念について少しお聞きをしたいんですけれども、今回の改正に関しては、平成十七年から都道府県議会の有識者懇談会、都道府県議会制度研究会でもいろいろ研究されていたと聞いているわけでありませけれども、十七年に出した、「今こそ地方議会の改革を 都道府県議会制度研究会中間報告」という中身では、「地方自治法第二百三条から「議会の議員」を削除し、新たに「公選職」にかかる条項を設けるとともに、議会の議員に対する「報酬」を「歳費」に改めよ」とあるわけですね。だから、歳費と公選職ということをクリックさせてこういう報告がなされていることも事実でございます。

また、さらに平成十八年のこの同じ研究会の報告においても、この報告で、「さらなる前進へ向けて」という中でも、公選職の考え方は、議員や首長のように住民の直接選挙により選任される政治家の職務の内容や範囲、さらにはその職務遂行の態様などを考える場合、一般職や委員とは別に考えるべきではないかというような意見が付いているわけでありませけれども、この公選職という概念について、この中でどのように、何といひますか、検討されたのか、もし検討経過がありましたらお答えいただきたいと思ひます。

○衆議院議員（原口一博君） お答え申し上げます。

まさに、先ほどおっしゃいましたような地方制度調査会の中でその答申は、議員の位置付けについて、公選職にどのような法的効果を持たせられるのか、このことも検討課題だというふうに認識をしております。すなわち、一般職や委員とは全く別に考えるべきであると、つまり選挙によって選ばれた人たちをどう位置付けるかと、このことについても議論をしてきたところでございます。ただ、今回の要望の中にはそれは含まれておらず、また、このことについても各種審議会の中でも法的な位置付け、これもなかなかまだ定まっていひのが現状でござい

ます。

また、一方で、私たちこれは民主党の中でも議論をしています、私たち国会議員と同じような選定要件で本当にいいのか。地方議会、例えば四六時中、通年議会にされる場所もあれば、むしろ逆に限定される場所もある。同じような選定要件であるために、逆に代表制のそごが起きてしまう、こういったことも議論をしてきたところでございますが、今回の改正の中にはそれは入っておらないところでございます。今後の課題として検討してまいりたいと、更に議論を深めていきたいと、このように考えております。

○加賀谷健君 今日、総務大臣出ていただいて質問をしないと申し訳ないわけでありましてけれども、総務大臣、今回の改正について、地方議員の仕事の範囲と議員の報酬という形になったわけでありましてけれども、これらについて長い間県知事をされたわけでありましてけれども、意見が、御見解があればちょっとお聞かせいただきたいんですけども。通告してないですけども、済みません。

○国務大臣（増田寛也君） 今回の改正でございますけれども、いわゆる地方議員の皆さん方も議員の活動として大変大きな活動をしていると同時に議会活動として様々なことを行っておられたと。それを、議会活動というのは一体何ぞやと、いかなるものかということ今回この法律で明らかにしてその活動の範囲というのを明確に定めた。これは、これから分権もずっと進んでいくわけですが、そうした中で議会として、地方議会としてこういう活動をしているということは住民にそういったことが明確に伝わる必要がありますし、そういうことによってまた分権を担っていくこの二元代表制の中での一つの議会としての存在意義というのが更に高まっていくのではないかと、こういうふうに思うわけでございます。

先ほど原口先生から今回の改正もこれまた第一歩ということで、さらに先があるというような、こういう趣旨の御発言だったと思いますが、公共団体の責任ということが重く問われていく中でこの議会の活動の責務をはっきりと明らかにしたということで、私は大変意義深い今回の自治法の改正ではないかと、こういうふうに思っております。

○加賀谷健君 最後に伺いをしたいと思います。

衆議院の方で附帯決議が付いておりますので、このちょっと文言を借りまして決意のほどをお伺いをしたいと思います。

この中に、今後も引き続き制度、運用の両面にわたり国民の幅広い議論を喚起し、これを踏まえて地方議会の活動が国民の負託にこたえられるものとなるよう更なる改革を進めるべきであると、こういう文言が入っているわけでありましてけれども、私はやはりこの言葉というのは大変重いと思います。政務調査費、先ほど原口議員の方からもお話がありましたけれども、政

務調査費の在り方を含め、地方自治法の全般的な改革というのは今後ますます必要になってきたと思っているわけでありますけれども、この辺についての、先ほどもちょっとありましたけれども、もう一度考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○衆議院議員（原口一博君） まさに加賀谷委員御指摘のとおり、地方議会の果たす役割がますます増大する中でその活動の充実強化とともに説明責任の徹底及び情報公開による透明性の向上が重要な課題となっております。

例えば、今回の改正に当たっても、各派代表者会議や全員協議会あるいは正副委員長会議等が議案の審査や議会運営の充実を図る目的で広く行われております。それが実態です。しかし、それは果たしてどこまで開示されているのか。これまで必ずしも開示されていなかった活動を含め、議会活動についての説明責任の徹底と透明性の向上を図る、やっぱり主役は国民であり地方自治体の住民であります。その皆さんに対してきちりと説明責任を果たす、そういう意味で地方議会の改革が進むことを期待しておるところでございます。

改革を進める、これにはタブーはありません。私たちも一生懸命頑張ってまいりたい、このことを申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○加賀谷健君 終わります。

○委員長（高嶋良充君） 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。―別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

地方自治法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（高嶋良充君） 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高嶋良充君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

<資料6>

総行行第73号
平成20年6月18日

各都道府県総務部長
(人事担当課扱い)
(市町村担当課扱い)
各都道府県議会事務局長 } 殿

総務省自治行政局行政課長

地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について(通知)

地方自治法の一部を改正する法律(平成20年法律第69号。以下「改正法」という。)が、平成20年6月11日に成立し、同月18日に公布されました。

今回の改正は、普通地方公共団体の議会の実態等を踏まえ、議会活動の範囲を明確化するため、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとするとともに、議員の報酬に関する規定を整備するものであり、衆議院総務委員長の提案により成立したものであります。

貴職におかれましては、下記の事項について遺漏のないよう配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

第1 議会活動の範囲の明確化に関する事項

議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができるものとされたこと。(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第100条第12項関係)

- 1 上記の改正は、普通地方公共団体の議会の議員の活動のうち、議案の審査や議会運営の充実を図る目的で開催されている各派代表者会議、正副委員長会議、全員協議会等について、会議規則に定めることにより、議会活動の範囲に含まれ得ることを明確にしようとするものであること。
- 2 改正法に基づく協議又は調整を行うための場における議会活動については、説明責任の徹底及び透明性の向上を図ることも重要であることから、会議規則に所要の規定を設けるにあたっては、例えば、協議又は調整を行うための場を設ける手続のほか、協議又は調整の目的等その内容が明らかになるよう規定する必要があること。

第2 議員の報酬に関する規定の整備に関する事項

議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を議員報酬に改めるとされたこと。
(自治法第203条及び第203条の2関係)

なお、改正法の施行日以降、新たな報酬等の支給までに、報酬等に関する条例の改正が必要であること。

第3 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされたこと。(改正法附則第1条関係)